



(公社) 宅建協会 相模南支部  
会 員 各 位

(公社) 宅建協会 相模南支部  
支 部 長 松元 定示  
研修相談委員長 野口 大作  
[印章省略]

## 相談事業に関する研修会の開催について

拝啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本会では、不動産取引のトラブル防止と安心・安全な取引の実現を目的に、各相談所で会員や消費者からの相談に対応しています。昨年度に続き、本年度も顧問弁護士・司法書士を招き、会員の皆様の知識向上の機会として下記の内容で研修会を開催致します。

再建築不可物件は、スケルトンリフォームやフルリノベーションでの再生が可能でしたが、令和 7 年 4 月の建築基準法改正で「4 号建築物」の定義が変わり、大規模リフォームが困難となることから、伊藤弁護士には法改正の解説を中心に、不動産取引でのトラブル事例や実務上の留意点・対応例も解説いただきます。

井口司法書士は、不動産取引の現場での確認事項や注意すべき事例を取り上げます。特に、売買における詐欺・地面師事案については本人確認の観点から、またリフォーム工事に関する詐欺については、建築資金計画や高齢者の関与といった側面からも触れ、小さな見落としを防ぐための実務上のポイントを解説します。どちらも不動産業には必要不可欠な知識となるため、ご参加下さいますようお願い致します。

また、研修会終了後に伊藤弁護士と井口司法書士を囲んで懇親会を開催しますのであわせてご参加をお願い申し上げます。

なお、この研修会は、本会の目的である宅地建物の流通の円滑化を図り、以て公共の福祉の増進に寄与するためのテーマとして実施します。 敬具

### 記

日 時： 令和 7 年 1 1 月 1 1 日 (火) 1 4 時 ～ 1 6 時 3 0 分

場 所： ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 1  
相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3 階

内 容： 1. 講師：伊藤信吾 弁護士 ①再建築不可物件の大規模リフォーム  
②不動産取引におけるトラブル事例  
2. 講師：井口 学 司法書士 ①司法書士から見た不動産取引(決済)時の注意点  
～小さなトラブルを防ぐために～

※研修会終了後に、顧問弁護士、司法書士を囲んで懇親会を開催します。

時間：17 時～ 場所(予定)：チャイニーズガーデンレストラン新福記(南区相模大野 3-2-1-6F)  
会費：3,000 円(当日集金)

※本研修会では円滑な進行を図るため事前質問のみ受付けます。質問される方は 11 月 4 日(火)までに下記の FAX 又はメールアドレスにご提出ください。(フリーフォーマット)

参加ご希望の方は下記にご記入の上、11 月 4 日(火)までに FAX 又は e-mail でお申込み下さい。  
事務局 FAX：0 4 2 - 7 4 9 - 1 9 6 5 e-mail：shibu@takken-sagami.or.jp

| 貴社名 | 参加者氏名 | 研修会   | 懇親会   |
|-----|-------|-------|-------|
|     |       | 出席・欠席 | 出席・欠席 |